

院内感染防止対策に関する取組事項

院内感染対策に関する基本的な考え方

安全な医療の提供のために、診療所全体として感染対策に取り組み、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

院内感染対策のための組織に関する基本的事項

感染防止対策に関する組織として、感染対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。また、感染防止対策の実務を行います。

職員研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員対象とした研修会を年2回以上行っています。

感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令で定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等の分離状況を集計し、感染対策委員会での検討、現場へのフィードバックを実施しています。

院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内において感染症患者が発生した時は、臨時の感染対策委員会を招集し感染経路の遮断とともに、ご家族や外来患者さま等への拡大を防止するように努めます。また必要に応じ保健所へ報告し、速やかに連携し対応します。

患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

感染症の流行がみられる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。あわせて、患者さまとご家族の方に、感染対策のための手洗いやマスク着用等の協力をお願いします。本取組事項は院内に掲示し、患者さま及びご家族より閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染予防対策マニュアルを作成し、定期的な見直しを行います。私たちは、院内感染防止に向け、院内感染予防対策マニュアルを遵守します。

令和4年4月1日 感染対策委員会